

市内工場の再投資促進に向けた取組について

商工振興課

1. 政策等の背景・目的及び効果

昭和 49 年（1974 年）に施行された工場立地法は、高度経済成長に伴う公害問題への対応として、一定規模以上の工場（「特定工場」という。）に対し、敷地内に緑地や環境施設を一定割合以上設けることを義務付けています。

しかし、近年では企業による環境対策の進展やエネルギー効率化などの取組も進む中で、これまで工場立地法が担ってきた役割は変化し、全国 1,741 市町村のうち約 4 割にあたる 732 市町村では、国の定めに基づき、地域の実情に応じて緑地基準を見直すことができる「地域準則条例」を制定し、より柔軟な運用が行われています。

本市におきましては、市内事業者へのアンケートなどを踏まえ、産業振興に関する重要事項の調査、審議を行う枚方市産業振興対策審議会において、市内工場の建替えや設備更新を促進し、地域産業の競争力強化や安定的な雇用の確保につなげることを目的に審議を重ねてきました。その結果、令和 7 年（2025 年）3 月に、地域の実情に即した緑地基準の見直しを進める必要がある旨の意見を答申としていただきました。

現在、本市ではこの答申を踏まえ、工場立地法に基づく地域準則条例の制定に向けた検討を進めており、今回、その素案に対するパブリックコメントを実施することから、その内容及び今後のスケジュール等について報告するものです。

2. 内容

(1) 工場立地法の概要

■工場立地法の対象となる工場（特定工場）

業種	製造業および、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く）
規模	敷地面積9,000㎡以上または、建築面積3,000㎡以上

〈工場敷地〉

生産施設



敷地の 30～65%以内

事務所・駐車場

環境施設（緑地や運動場など） 敷地の 25%以上



緑地
敷地の 20%以上



生産施設面積率

敷地面積に対する生産施設の面積の割合

※業種により敷地面積の 30～65%以内

環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設（緑地や運動場などの厚生施設）の面積の割合

※敷地面積の 25%以上の設置が必要

緑地面積率

敷地面積に対する緑地の面積の割合

※敷地面積の 20%以上の設置が必要

枚方市内の特定工場立地状況（38 力所）

本市に特定工場として届出があり、現在も操業している工場は令和7年10月現在で38力所。

そのうち、法施行以前から立地している工場（既存工場）は31力所です。

工業地域 ／ 工業専用地域

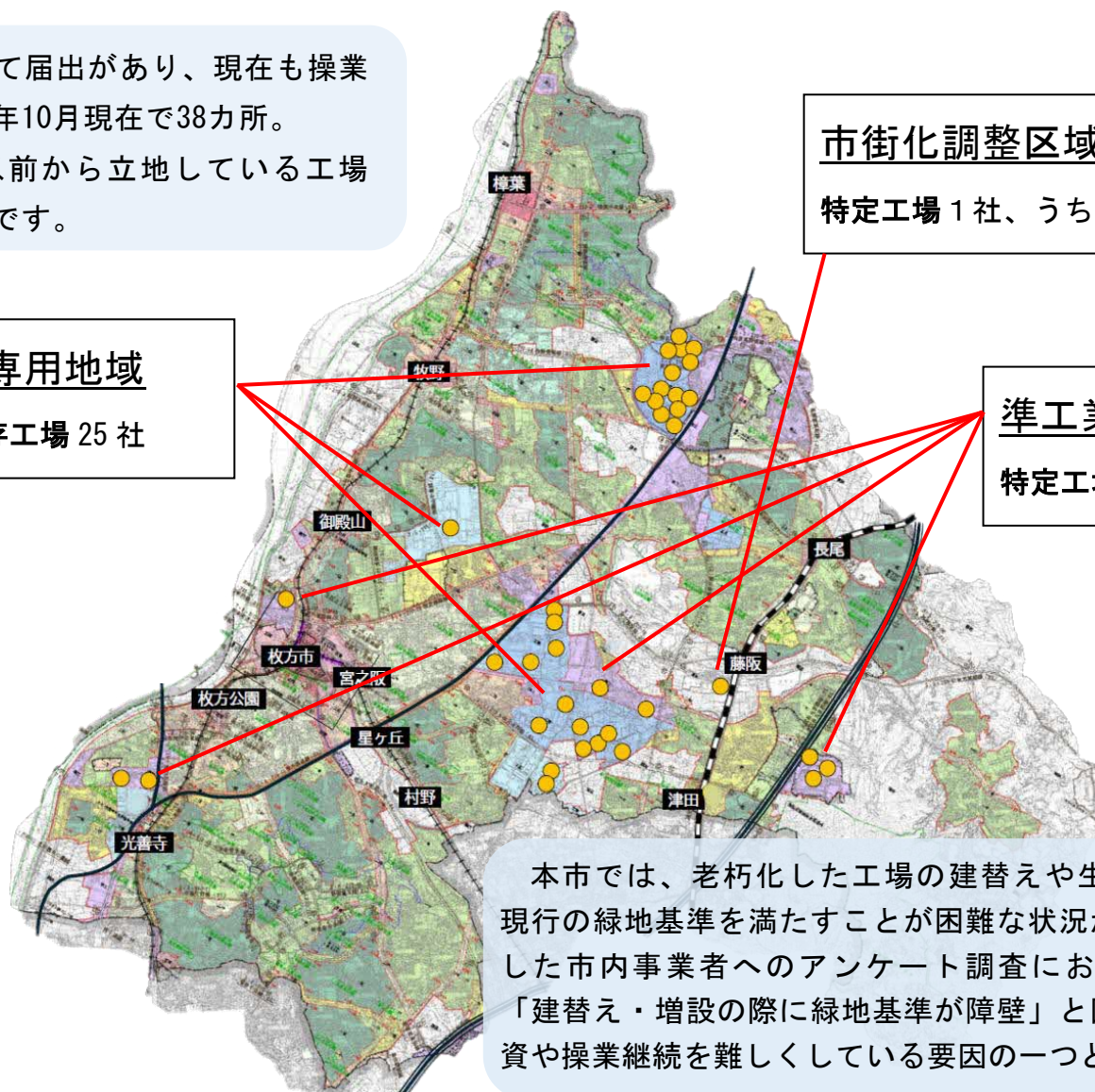
特定工場 29 社、うち既存工場 25 社

市街化調整区域

特定工場 1 社、うち既存工場 1 社

準工業地域

特定工場 8 社、うち既存工場 5 社



本市では、老朽化した工場の建替えや生産設備の更新を進める際、現行の緑地基準を満たすことが困難な状況が見られ、令和6年度に実施した市内事業者へのアンケート調査においても、約7割の事業者が「建替え・増設の際に緑地基準が障壁」と回答するなど、市内での再投資や操業継続を難しくしている要因の一つとなっています。

(2) 「地域準則条例（素案）」とその対策の主な内容

①. 適用区域

本市の工業地域・工業専用地域及び準工業地域を対象とし、住居・商業地域及び市街化調整区域は現行基準を継続します。

※ただし、地区計画で緑化率が設定されている区域については、その基準を満たす必要があります。

②. 緑地面積率等の見直し

国の準則（環境施設率25%以上、うち緑地率20%以上）に対し、本市では以下の基準を設定します。あわせて、屋上緑化や緑化駐車場などの緑地以外の施設と重複する緑化部分については緑地面積の50%まで算入可能とします。

用途地域	国の準則（現行）	
	環境施設面積率	うち緑地面積率
工業専用・工業地域	25%以上	20%以上
準工業地域	25%以上	20%以上
重複緑地の参入率	敷地面積×緑地面積率×25%以内	

枚方市準則（案）	
環境施設面積率	うち緑地面積率
10%以上	5%以上
15%以上	10%以上
敷地面積×緑地面積率×50%以内	

見直し

③. 周辺環境への配慮と運用指針（ガイドライン）の策定

条例の適用を受ける特定工場は、緑地の質的向上、環境負荷の低減、周辺生活環境の保全等に努めるものとします。その対策として、「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定し、緑地の配置等に関する具体的な指針を示します。

〈特定工場に求める取組〉

- ・ **周辺環境との調和**：工場と地域社会の景観・生活環境への配慮を強化。
- ・ **良質な緑地の形成**：高木・中木を中心とした立体的な緑化の推進。敷地周辺部への重点配置、緩衝帯・延焼防止帯の形成。屋上・駐車場などの重複緑地の積極的な活用。
- ・ **カーボンニュートラルの推進**：設備更新時に省エネ・再エネ設備を導入。太陽光発電、LED化、ZEB化などGX（グリーントランスフォーメーション）を促進。
- ・ **地域社会との共生**：アダプトプログラムなど公共空間の美化活動への参加。企業版ふるさと納税などによる地域緑化・里山保全活動への支援。

添付資料

- ・ 枚方市工場立地法地域準則条例の骨子（案） 別紙 1
- ・ 特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン（素案） 別紙 2
- ・ 枚方市産業振興対策審議会からの意見（抜粋） 別紙 3

(3) パブリックコメントの実施内容

① 募集期間

令和7年(2025年)12月5日(金)から12月24日(水)までの20日間

② 募集方法

市施設20カ所に意見回収箱を設置(本館・別館、支所、生涯学習市民センター、中央図書館、まるっとこどもセンター等)。あわせて、市ホームページの入力フォーム(LoGoフォーム)、郵送、FAX、電子メールで受付。

3. 実施時期等

令和7年(2025年)11月 総務委員協議会で報告

12月 パブリックコメント実施

令和8年(2026年)2月 総務委員協議会へパブリックコメント結果等の報告・公表

3月 3月定例会議会へ条例案の提出

4月 枚方市工場立地法地域準則条例の施行

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 ・基本目標 安全で、利便性の高いまち

施策目標5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち

・基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち

施策目標21 地域産業が活発に展開されるまち



5. 関係法令・条例等

工場立地法

枚方市工場立地法地域準則条例の骨子（案）

1. 趣旨

この条例は、工場立地法により公表されている製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則に代えて、適用すべき準則を定めることを趣旨としています。

2. 定義

この条例で使用する用語の意義は、工場立地法で使用されている用語の意義をそのまま用いることを規定しています。

3. 適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合

市準則を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積率は、次の表のとおりとします。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	10%以上	15%以上
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上

4. 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

緑地面積率の算定において、重複緑地面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%まで緑地の面積に算入することができるものとします。

5. 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用

特定工場の敷地が上記3の表に定める2つ以上の区域にまたがっている場合、敷地割合が最も高い区域に適用される基準を適用します。

6. 周辺環境への配慮

上記3の表に定める緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置する者は、緑地の質的な充実、環境負荷の低減に向けた取組み、及び当該特定工場の周辺地域の生活環境の保全に寄与する活動に積極的に取り組むよう努めるものとします。

7. 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

8. 経過措置

工場立地法の施行以前に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場（既存工場）において生産施設の増設が行われるときには、増設する生産施設の規模に応じて緑地や環境施設を設置することを求めています。既存工場において生産施設が増設される際に必要な緑地の面積及び環境施設の面積の算定方法について規定します。

特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン（素案）

1. 目的

工場緑地が備える騒音低減、大気浄化、防災、景観向上といった多面的な機能を最大限に維持・発揮するためには、緑地面積率を緩和しつつも、周辺環境や工場の機能に応じた配置方法の工夫等を施すことで、緑地の「質」の向上を図ることが不可欠です。また、各工場には、近年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現といった世界的な潮流を背景に、工場における環境負荷の低減を強く推進するとともに、周辺環境の向上に向けた地域社会との積極的な共生に継続的に努めることが求められています。

本ガイドラインは、工場立地法準則条例に定める周辺環境への配慮の努力義務を踏まえ、工場立地法の対象工場の設置者が緑地の質的な充実等に取り組む上での具体的な指針として定めるものです。

※枚方市では、「枚方市みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者、行政など多様な主体が連携して、緑の質を維持・向上させる取組みを進めており、本ガイドラインの内容も、同計画の方向性に即した取組みを進めて行くものとしています。

2. ガイドラインの対象者

市内で操業する、敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の製造業の工場（特定工場）のうち、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」に立地し、枚方市工場立地法地域準則条例の緑地面積率等を適用するもの。

3. ガイドラインに基づく取組みの方向性

ガイドラインの対象となる事業者に進捗していただく取組みは次のとおりです。

・ 周辺環境との調和を促進

企業活動は立地する地域社会の景観、自然環境、生活の質に直接的または間接的な影響を与えます。工場の操業に当たっては、周辺地域の生活環境との調和をより一層推進するよう努めてください。

・ 良質な緑地の形成

緑地機能の低下を防止するため、再投資を行う際にやむを得ず緑地面積の減少が伴う場合は、最小限の減少に留めるよう努めてください。また、緑地の持つ多面的な機能が最大限に発揮されるよう、「質」の高い工場緑地の形成に努めてください。

・ カーボンニュートラルの推進

気候変動による地球環境問題が深刻化し、脱炭素化の取組みが急務となっており、企業活動においても、地球温暖化対策が重要課題として位置付けられている中、工場の新設や増設、設備更新に当たっては、省エネルギーや、再生可能エネルギーの導入など環境負荷の低減を図る設備投資に積極的に取り組んでください。

・ 地域社会との共生

企業による地域貢献活動の重要性が高まる中、企業活動における地域社会との調和や融合への配慮が求められており、地域社会との共生を意識し、環境保全への貢献活動に積極的に関与するよう努めてください。

4. 良質な緑地の形成

工場緑地は周辺環境との調和を図る上で非常に有用なものです。次の項目ごとの内容に則って、「質」の高い工場緑地の形成に取り組んでください。

(1) 樹林地整備の優先

工場敷地内の緑地整備において、単なる緑地面積を確保するだけでなく、高木・中木を主体とした樹林地の整備に努めましょう。樹木は、芝生や低木に比べて環境保全機能が高く、景観の向上にも寄与します。

(2) 敷地周辺部への重点配置

工場と周辺環境との間の緩衝帯機能や景観形成効果を最大限に引き出すため、工場の敷地境界や周辺道路に沿ったエリアに緑地を重点的に配置するよう努めましょう。また、防災面でも不慮の事態への対応を考慮して、防火区域や延焼防止帯の形成に努めましょう。

(3) 緑の容積や視覚的な総量を増加させる緑化

緑の容量を示す「緑積」と、見える範囲の緑の状態を示す「緑視率」が高い緑地を整備するよう努めましょう。

(4) 重複緑地の活用

屋上・駐車場など、他の施設と重なって設置する重複緑地を積極的に活用し、敷地の有効活用を図りながら緑地面積の確保に努めましょう。

5. カーボンニュートラルの推進

工場の設備更新や建物の建替え時は、工場が環境に優しい取組みを促進する絶好の機会となります。これらの機会には、省エネルギー化や高効率化に加え、省資源化や廃棄物の削減・リサイクル、そして再生可能エネルギーの活用といったカーボンニュートラルの実現に向けた最新技術を活用した設備投資に積極的に取り組むよう努めてください。

6. 地域社会との共生

工場は地域社会の一員として、企業の経済活動を進めるうえで、地域社会と多様な関わりを持っています。工場の立地や特性、地域との関係性を踏まえて、地域との共生の観点から、周辺地域における良好な生活環境の維持・向上に寄与する取組みへの参加、支援に努めてください。

産業振興対策審議会における各委員からの主な意見

（工場転出の未然防止）

- 老朽化による耐震問題等のための建替えや生産性の向上のための増設が必要な工場にとっては差し迫った課題である。市内企業の他地域への移転は、市の活力を弱体化させることにつながる。

（工場敷地モデルによる緑地率のシミュレーション試行）

- 非常に厳しい状況の工場敷地をモデルにして、どのぐらいなら緑をとることができるかシミュレーションを行うと、よりわかりやすい基準になっていく。

（事業者側からの環境配慮への取組）

- 企業も、駐車場や建物屋上も活用した緑化の推進、ゼロカーボン、地域活動への参加など、様々な活動へ積極的に取り組んでおり、多面的に見てもらいたい。

（工場と地域との協力関係の構築）

- 工業専用地域や工業地域、準工業地域は、工場立地を前提としているので緩和も考えられるが、周辺の地域コミュニティ等の活動に協力をするなどして共生を図るとよいと思う。

（工場の生産力向上・活発化につながる緑地面積率の見直し）

- 緑地面積率の見直しについては、工場敷地内での緑の量だけではなく、工場周辺地域の緑化等の推進に寄与しつつ、市内工場の生産力が向上し、市内の産業のさらなる活発化につながるようしっかりと検討してもらいたい。

（周辺環境との調和を重視した工場の緑地率の運用）

- 市内一律に緑地面積を求めるのではなく、緑を確保する目的を整理し、工場敷地の状況や、地域の特徴、駐車場や屋上緑化等の組み合わせも踏まえて、企業の再投資の促進と周辺環境の質を維持することの両方を勘案しながら、新たな基準づくりを進めていく必要がある。